厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare　農林水産省

農業を営むみなさまへ

労災保険への加入のご案内



5年後(予定)
農業の労災保険は
全面適用へ

労災保険とは？

労働者の業務上や通勤による負傷、疾病、障害、死亡に対して、必要な保険給付を行う制度です。

- ケガ・病気の治療費
- 休業補償・障害補償
- ご遺族への補償

現在の制度

法人	個人事業（常時5人以上の労働者を使用）	個人事業（常時５人未満の労働者を使用）
加入義務	加入義務	任意加入

事故が起きる前に加入をお願いします！

労災保険に加入していれば、業務災害・通勤災害が起こっても被災された労働者（遺族）は労災保険の給付が受けられます。また、これによって事業主が負うべき災害補償責任が免除されるため、経営リスクへの備えにもなります。

農業現場ではこんな事故が発生しています

トラクターからの転落



農機具との接触・巻込まれ



熱中症



墜落・転落



加入していた場合 ☺

治療費	労災保険から給付
休業補償	給付基礎日額の約８割が支給
経営の継続	事業継続への影響を軽減
安心して雇用	従業員も安心して働ける環境に

加入していなかった場合 ☹

治療費	事業主が全額負担(数百万円になることも)
休業補償	事業主が全額負担(数百万円になることも)
経営への影響	多額の支出で資金繰りが悪化
今後の経営	事業の縮小・売却などにつながるおそれ

保険料の目安（全額事業主負担）

保険料＝賃金総額×保険料率

農業の保険料率

13/1,000

（令和８年度労災保険率）

例　年間賃金総額 500万円 の場合
500万円 × 13/1,000 =
約65,000円／年（概算）

特別加入制度

経営主やその家族も、一定の要件に該当すれば加入できます。



(1)特定農作業従事者



(2)指定農業機械作業従事者



(3)中小事業主等

（※１）年間の農業生産物の総販売額が300万円以上などの場合
（※２）動力耕うん機など特定の機械を用いて土地の耕作などを行う場合
（※３）常時300人以下の労働者を使用する事業主などの場合

よくあるご質問

Q 今すぐ加入しないといけないのですか？

A 現在は任意加入です。ただし、万一事故が起きた場合に、被災された働き手や遺族の方のためにも、また、経営リスクに備えるためにも早めの加入をおすすめしています。

Q 手続や保険料の計算が難しそうです

A 労働局・労働基準監督署、労働保険事務組合業務を行うJA、社会保険労務士などがサポートします。
労災保険への加入を希望される農業者の方向けに相談が可能な労働保険事務組合及び社会保険労務士事務所の情報はこちら →

まずはご相談ください

お近くの
労働局・労働基準監督署へ

労働基準監督署の所在地はこちらからご確認いただけます

従業員と経営を守るために、今から労災保険への加入をご検討ください

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・農林水産省